

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項 変更

第 76 回国民体育大会三重県準備委員会会則 12 条第 6 項第 2 号の規定により、広報・県民運動専門委員会を新たに設置し、付託及び委任事項を次のとおりとする。

専門委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会 設置済	1 総合的な計画の立案、推進に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 開・閉会式の選定に関するこ と。 4 県及び会場地市町の業務分 担に関するこ と。 5 文化プログラムに関するこ と。 6 他の専門委員会に属さない 重要な事項に関するこ と。	1 総合的な計画の調査、調整等 に関するこ と。 2 会場地の選定の調査、調整等 に関するこ と。 3 開・閉会式の選定の調査、調 整等に関するこ と。 4 県及び会場地市町の業務分担 の調査、調整等に関するこ と。 5 文化プログラムの調査、調整 等に関するこ と。 6 他の専門委員会に属さない事 項の調査、調整等に関するこ と。
施設 専門委員会 設置済	1 競技施設及び関連施設に關 すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設 に關すること。 3 情報通信施設整備に關する こと。 4 その他施設に係る重要事項 に關すること。	1 競技施設及び関連施設の調 査、調整等に關すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設 の調査、調整等に關すること。 3 情報通信施設整備の調査、調 整等に關すること。 4 その他施設に係る調査、調整 等に關すること。
競技 専門委員会 設置済	1 競技運営等に關すること。 2 競技役員等の養成及び編成 に關すること。 3 競技用具の整備検討に關す ること。 4 競技記録に關すること。 5 その他競技運営に係る重要 な事項に關すること。	1 競技運営等の調査、調整等に 關すること。 2 競技役員等の養成及び編成の 調査、調整等に關すること。 3 競技用具の整備検討の調査、 調整等に關すること。 4 競技記録の調査、調整等に關 すること。 5 その他競技運営に係る調査、 調整等に關すること。

広報・県民運動専門委員会 新規設置	1 広報に関すること。 2 県民運動に関すること。 3 大会愛称、スローガン、マスコット等に関すること。 4 その他、広報、県民運動に関すること。	1 広報の調査、調整等に関すること。 2 県民運動の調査、調整等に関すること。 3 大会愛称、スローガン、マスコット等の調査、調整等に関すること。 4 その他、広報、県民運動の調査、調整等に関すること。
--------------------------	--	--